

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	5	府省庁名	農林水産省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
要望項目名	山林所得に係る森林計画特別控除の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象 森林経営計画は、森林所有者等が自発的に作成する5年間の伐採や造林等の具体的な計画であり、市町村長等の認定を受けることができる制度である。 ・ 特例措置の内容 個人が有する森林につき森林経営計画に基づいて山林を伐採又は譲渡した場合、その収入金額から伐採・搬出等の必要経費を控除した残額の20%に相当する金額（収入金額が3000万円を超える場合は、その超える部分の金額については10%に相当する金額）又は収入金額の50%に相当する金額から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を森林計画特別控除として収入金額から差し引くことができる。 ・ 要望の内容 山林所得に係る森林計画特別控除の3年延長 		
〔関係条文〕	〔 措法30条の2、地方税法32条第1項、313条第1項 〕		
減収見込額	[初年度] - (▲78)	[平年度] - (▲78)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 森林経営計画の作成を推進することにより、面的まとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的かつ持続的な森林施業及び適切な保護を通じて、森林の有する多面的機能の十分な発揮を図る必要がある。</p> <p>また、我が国の人工林資源が利用期を迎えつつある中、効率的かつ安定的な森林経営に向けて、意欲ある森林所有者による森林経営計画の作成を推進し、これに基づく低コストで効率的な施業の実施の定着を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の私有林の零細な所有規模では、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することが難しい場合が多い。こうした森林所有者を取りまとめ、面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画の作成の推進による路網の整備や施業の集約化等の取組が喫緊の課題となっている。</p> <p>一方、森林経営計画の認定に当たっては、適正な伐採、伐採後の造林や間伐などの施業の実施基準に従っていることが求められるため、伐採量及び伐採時期が制約され、森林所有者は不利益を被ることとなる。</p> <p>このため、本税制特例措置により、森林所有者の負担を軽減することで、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与え、施業集約化による持続的な森林経営を確保するとともに、森林所有者の再植林等の施業意欲を向上させることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 森林の有する多面的機能の発揮</p>																		
	政策の達成目標	森林経営計画の認定面積の向上																		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	平成28年1月1日～平成30年12月31日																		
	同上の期間中の達成目標	森林の適切な維持管理																		
政策目標の達成状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画認定済面積 (千ヘクタール)</td> <td>7,519</td> <td>7,123</td> <td>7,260</td> <td>7,445</td> <td>5,030 (2,886)</td> </tr> <tr> <td>認定率 (%)</td> <td>43</td> <td>41</td> <td>42</td> <td>43</td> <td>29(17)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H23までは森林施業計画、H24からは森林経営計画(括弧内)と森林施業計画の合計 森林の有する多面的機能を発揮するため、森林経営計画の認定率の向上を図る必要がある。</p>	区分	H20	H21	H22	H23	H24	計画認定済面積 (千ヘクタール)	7,519	7,123	7,260	7,445	5,030 (2,886)	認定率 (%)	43	41	42	43	29(17)	
区分	H20	H21	H22	H23	H24															
計画認定済面積 (千ヘクタール)	7,519	7,123	7,260	7,445	5,030 (2,886)															
認定率 (%)	43	41	42	43	29(17)															
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25 (見込み)</th> <th>H26 (見込み)</th> <th>H27 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,492</td> <td>1,141</td> <td>1,419</td> <td>1,490</td> <td>1,564</td> </tr> <tr> <td>減税額(百万円)</td> <td>84</td> <td>68</td> <td>76</td> <td>77</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は、森林計画特別控除に係る立木の伐採(譲渡)証明申請実績等から推計 適用件数は年間1千件を超え、対象者は全国の森林所有者となっている。</p>	区分	H23	H24	H25 (見込み)	H26 (見込み)	H27 (見込み)	適用件数	1,492	1,141	1,419	1,490	1,564	減税額(百万円)	84	68	76	77	78
	区分	H23	H24	H25 (見込み)	H26 (見込み)	H27 (見込み)														
適用件数	1,492	1,141	1,419	1,490	1,564															
減税額(百万円)	84	68	76	77	78															
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	人工林は利用期を迎えつつあり、今後主伐面積の増加が見込まれるが、施業の集約化を推進する森林経営計画等の認定率は約3割に止まっている。本特例により、森林経営計画の作成が促進され、計画的な森林施業による森林の多面的機能の発揮と持続的な森林経営が確保される。																			
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																		
要望の措置の妥当性	人工林が利用期を迎えつつある中、森林資源の適切な利用の推進が重要となっており、主伐に対する唯一の政策手段である本特例措置により、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることで、適切かつ合理的な森林整備及び保全を推進し、森林の有する多面的機能の発揮が図られる。 また、個人の森林所有者を対象に幅広く全国的に適用されており、政策目的を実現する上で有効な手段である。																			

		(単位：件、百万円)				
税負担軽減措置等の適用実績	区分	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (見込み)
	対象者数	1,484	1,624	1,492	1,141	1,419
	適用件数	1,484	1,624	1,492	1,141	1,419
	減税見込額	59	85	84	68	76
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置により計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることで、適切かつ合理的な森林整備及び保全を推進され、森林の有する多面的機能の発揮が図られた。					
前回要望時の達成目標	森林経営計画等認定面積の向上					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—					
これまでの要望経緯	昭和42年 制度創設 (H23年までは2年ごと、H23年は1年、H24年から3年延長) 控除額の計算方法の見直しや適用対象の見直しなど					
ページ	5 - 3					